

# 「共済団体向けの総合的な監督指針」の一部改正案について

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

## 1 改正の趣旨

- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第3条の認可を受けて共済事業を行う共済団体の検査・監督に関する指針である「共済団体向けの総合的な監督指針」（令和5年6月厚生労働省雇用環境・均等局）については、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」（令和8年2月金融庁一部改正）を参考としているところである。今般、同監督指針においてこれまで行われてきた改正を踏まえ、所要の見直しを行うものである。

## 2 改正内容

### (1) II-4-5 利用者の保護等関係

- ・「利用者の最善の利益」に基づく誠実・公正な業務遂行の必要性を追記
- ・ヒアリング・報告徴求による改善状況の把握、必要に応じた行政処分等の対応を追記

### (2) II-4-11 システムリスク管理態勢関係

- ・DDoS 攻撃・ランサムウェア事案について、関係省庁申合せの共通様式での報告を可能とする旨を追記
- ・ランサムウェア事案は、当該共通様式で個人情報漏えい報告との一体的対応を可能とする旨を追記

### (3) II-4-13 障がい者等への対応関係

- ・単独での手続きが困難な障がい者等に対するサービス提供配慮の必要性を追記
- ・障がい者等への配慮に係る主な着眼点として、利便性向上、行政施策との連携、意見・苦情反映等を追記

### (4) III-1-4 災害における金融に関する措置関係

- ・災害対応に当たり政府が講じる措置について、利用者・職員の安全への配慮を前提とする旨を追記
- ・業務休止時の速やかな周知（ポスター・新聞・HP等）の必要性を明確化
- ・南海トラフ地震対応について、事前避難対象地域の区分ごとの対応を明確化

### (5) III-1-8 書面・対面による手続きについての留意点関係

- ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外の手続きについても電子実施を可能とする旨を追記

### (6) III-1-9 申請書等を提出するに当たっての留意点関係

- ・申請・届出は電子提出を原則とし、必要な場合のみ原本を提出する旨を追記

### (7) III-2-11 不祥事件に対する監督上の対応関係

- ・共済募集人の不祥事件の検証の着眼点（役員関与、真相究明、再発防止等）を明確化

### (8) その他所要の改正

## 3 適用期日

令和8年7月8日（予定）